

令和 8 年 6 月 22 日

飯塚市長 武 井 政 一 様

飯塚市地方卸売市場運営審議会
委員長 佐 藤 清 和



飯塚市地方卸売市場花き部の運営について（答申）

令和 7 年 2 月 21 日付 6 飯経農第 1190 号で諮問のありました飯塚市地方卸売市場花き部の運営について慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申いたします。

記

1. 諮問内容

飯塚市地方卸売市場花き部の運営について

2. 答申の内容

別紙のとおり

はじめに

飯塚市地方卸売市場花き部は、昭和 55 年 4 月 1 日に株式会社飯塚花市場が卸売業者として飯塚市地方卸売市場に入場して以来、筑豊地域の地域住民に欠かすことのできない花き流通の基幹システムとして大きな役割を担ってきましたが、令和 6 年 8 月 24 日付けで同社が破産手続準備により事業閉鎖となったため、同日付けで花き部としての運営を休止せざるを得ない状況となりました。

花きは、切り花類や鉢物類、花木類など観賞用に供される植物として、品目、品種が多く、小売り構造が零細であるため、生産者や買受人にとって花き市場の必要性は高いことから、今後の花き部の運営について方針を決定すべく、飯塚市地方卸売市場運営審議会（以下、「運営審議会」という。）は、令和 7 年 2 月 21 日付けで飯塚市長から「飯塚市地方卸売市場花き部の運営について」の諮問を受けました。

これを受け、令和 8 年 6 月 12 日まで 4 回にわたる運営審議会を開催し、再開に向けた取組状況及びその結果、今後の見通し等の情報を得ながら委員による審議を重ね、その結果を取りまとめましたので、ここに答申いたします。

今回の運営審議会における審議の中で、あらためて飯塚市地方卸売市場が飯塚市民だけではなく、筑豊地域の地域住民に欠かすことのできない生鮮食料品等の流通の基幹システムとして大きな役割を担う飯塚市の重要な施設であることを確認しました。

本地方卸売市場が今後も様々な環境変化に対応しながら、流通の基幹としての機能を発揮するとともに、地元農作物の販路確保や多様な地域雇用の創出、経済の循環など、地域経済の活性化に寄与していくことを心から願っております。

1 運営審議会の結論

飯塚市地方卸売市場花き部の再開に向けたこれまでの取組とその結果、今後の見通しを鑑み、花き部については、今後の市場全体の運営に支障が生じないような措置を講じることを前提として、これを廃止することは妥当であると判断します。

この「市場全体の運営に支障が生じないような措置」とは、本地方卸売市場が飯塚市民だけではなく、筑豊地域の地域住民に欠かすことのできない生鮮食料品等の流通の基幹システムとして大きな役割を担っていることを踏まえ、廃止後の花き部施設の利活用については、今後も流通の基幹としての機能を十分発揮できるような事業の用に供することを求めるものです。

なお、このたびの新規卸売業者募集の公募において応募が無かったことを受け、本地方卸売市場青果部の卸売業者である株式会社トリプレックス福岡（旧社名：ファーマインド新筑豊青果株式会社）から市に対し、令和8年6月8日付けで花き部施設の使用許可申請書が提出されました。

廃止後の花き部施設の使用許可に係る適否の審議は、諮問事項である「花き部の運営について」を審議する中で、一体的に行うべきとの判断から、その使用目的及び使用内容等について運営審議会で審議を行った結果、上述の「花き部を廃止とするにあたって、市場全体の運営に支障が生じないような措置」の趣旨に適合しており、流通の基幹としての機能を十分発揮できるような事業の用に供するものであることから、同社の施設使用については妥当であると判断します。

2 審議の経過

諮問を受け開催した運営審議会の経過は以下のとおりです。

回	開催日	内 容
1	令和7年3月18日	(1)卸売業者選定に向けた取組の経過について (2)今後の取組について (3)生産者及び買受人の現状について (4)施設の原状回復について
2	令和8年2月3日	(1)卸売業者選定に向けた取組の経過について (2)公募の実施について
3	令和8年2月19日	(1)公募の実施について
4	令和8年6月12日	(1)花き部の休止及び再開に向けた取組について（経過報告） (2)今後の花き部の運営について (3)その他（追加審議事項：花き部廃止に伴う施設の利活用について）

3 審議の内容

今後の花き部の運営について調査審議するにあたり、花き部再開に向けた取組など以下の事項について審議を行いました。

(1) 新規卸売業者の誘致について

① 交渉先の選定について

新規卸売業者の選定要件として、「卸売業務を適確に遂行するのに必要な知識、経験又は資力を有している者」としていることは、飯塚市地方卸売市場条例第8条第3項第7号の規定と適合しているため、妥当であると判断します。

また、候補先の選定にあたっては、花きの生産者で構成される飯塚花き園芸組合と買受人で構成される飯塚花商組合、飯塚市の3者による協議に基づき、本地方卸売市場青果部卸売業者のほか、福岡県内で花きの卸売業務を営む事業者等の中から選定を行っており、花きの流通に精通した両組合の意見を反映した選定となっているため、妥当であると判断します。

② 選定先との交渉結果について

令和6年9月10日から令和7年12月19日までにわたり、本地方卸売市場青果部卸売業者1社のほか、福岡県内の花き卸売市場の卸売業者5社、福岡市内の花きの受託販売業者1社、飯塚市内の花きの仲卸業者2社の計9社と業務の引受けについて交渉を行いましたが、すべての相手方から辞退の申し出がなされ、決定には至りませんでした。

③ 主な辞退の理由について

相手方が辞退した理由の主なものは以下のとおりとなっています。

相手方	理 由
本市地方卸売市場青果部 卸売業者	☐ 花きを取扱うノウハウがないため、事業を引き受けても採算が取れるかどうか見通しが立たない。 ☐ 既存の管理システムの改良等が必要となり、多額の経費を要する。
福岡県内の花き卸売業者 ほか	☐ 自社の人員確保に苦慮している状態であり、新たに市場を運営するための人員を配置することは困難である。 ☐ 新たに一から市場を運営するためには、システムの構築や機械導入などの整備に加え、人件費など多額の投資が必要となる。 ☐ 花き部を再開しても、生産者や買受人がどの程度戻って来るのか不透明であり、採算の見通しが立たない。

	□今の花き業界は厳しい状況にあり、生産者の高齢化や担い手不足に加えて、近年の気候変動の影響により、産地からの入荷量が減少しているにもかかわらず相場が上がらない状況であること、あわせて、物価高で生活物資が値上がりしている影響により、嗜好品である花きの消費が低迷していることなどから、マーケット自体が縮小しており、自社の経営で手一杯の状況である。
--	--

(2) 新規卸売業者募集の公募について

新規卸売業者の候補先との交渉が不調に終わった後、飯塚花き園芸組合及び飯塚花商組合の両組合長名の連名により、令和8年1月16日付で卸売業者募集の公募の実施を求める要望書が市に提出されました。これを受けて作成された「花き部卸売業者募集要項（案）」、実施スケジュール等の公募実施案については、適切な内容となっているため、妥当であると判断します。

① 公募の概要について

- 募集部門・卸売業者数：花き部・1法人
- 公募期間：令和8年3月2日（月）～5月29日（金）
- 選定申請資格：以下のとおり
 - ・花きの流通に関する業務経験があること
 - ・飯塚市地方卸売市場条例第8条第3項各号に抵触しないこと
 - ※申請者が破産者で復権を得ない者であること、暴力団員でないこと、拘禁刑以上の刑に処せられた者でないこと、法人の場合は執行役員の中にこれらに該当する者がいないこと、など
 - ・申請時点で「飯塚市指名競争入札参加者の指名停止措置要綱」による指名停止措置を受けていないこと
- 公募の周知方法：以下のとおり
 - ・本市ホームページに必要事項を掲載
 - ・全国の花き卸売市場が加盟している「一般社団法人日本花き卸売市場協会」に協力を依頼し、加盟市場へ周知

② 公募の実施結果について

公募を行いましたに応募件数は0件であったため、決定には至りませんでした。

(3) 花き部休止後の花き生産者及び買受人の現状について

① 生産者の現状について

卸売価格の不安定さに伴うリスク回避のため、多くの生産者が花き部休止前から複数の出荷先（他市場、JA への共同販売委託、直売所等）を確保しており、休止後は従前の取引先に加え、新たに市外の卸売市場へ出荷を開始するなどして、取引先を確保している状況となっています。

② 買受人の現状について

安定的に商品を確保するため、多くの買受人が花き部休止前から複数の購入先（他市場、市内仲卸業者等）を確保しており、休止後は従前の取引先に加え、新たに市外卸売市場での購入を開始するなどして、取引先を確保している状況となっています。

(4) 今後の花き部の運営について

① 休止後の花き部の運営に関する方向性について

花き部休止決定後の令和 6 年 9 月 4 日に開催した運営審議会において、次の内容のとおり整理することについては適切であり、妥当であると判断しました。

- 花き部の継続を前提として新規卸売業者の候補先の選定、候補先との交渉等を進めていき、新規卸売業者決定までの間は、花き部を休止とする。
- 仮に、新規卸売業者の選定が不調に終わった場合は、卸売業者不在により再開は困難であるため、花き部の廃止を検討する。

② 花き部の廃止について

県内花き卸売業者等との直接交涉及び全国に向けた公募はいずれも不調に終わり、他に候補先も見当たらない状況となっています。

新たな選定の方策も見当たらない中、新規卸売業者を選定できない以上、花き部の再開は困難であるため、当初に示された方向性に基づき、花き部の廃止について審議した結果、現状では廃止もやむを得ないという結論に至りました。

なお、本地方卸売市場が筑豊地域の生鮮食料品等の流通の基幹システムとして大きな役割を担っていることを踏まえ、花き部の廃止にあたっては、「市場全体の運営に支障が生じないよう適切な措置」を講じるべきであると考えます。

すなわち、廃止後の花き部施設の運用については、様々な環境変化に対応しながら、今後も流通の基幹としての機能を十分発揮できるような事業の用に供する必要があると考えます。

(5) 廃止後の花き部施設の利活用について

運営審議会において花き部の廃止が承認された後、事務局から追加審議事項として、「花き部廃止に伴う施設の利活用について」が提案され、その内容について審議した結果は以下のとおりです。

- 新規卸売業者募集の公募において応募が無かったことを受け、本地方卸売市場青果部の卸売業者である株式会社トリプレックス福岡（旧社名：ファーマインド新筑豊青果株式会社）から市に対し、令和 8 年 6 月 8 日付けで花き部施設の使用許可申請書が提出されており、その適否の審議は、諮問事項である「花き部の運営について」を審議する中で、一体的に行うべきとの判断から、使用目的、使用内容等について運営審議会にて審議を行った。
- 使用目的は、近年、生産者の減少や物流事業者の人手不足等の影響により、卸売業務における生鮮青果物の集荷・分荷機能の強化が求められていることから、産地から消費地への輸送機能の安定化及び地域農業振興への寄与を図るためには、施設使用の規模拡大が必要であるというものである。
- 使用内容としては、青果物全般を対象とするも、当面は馬鈴薯などの土物類を中心とした集荷等に利用するもので、近年の青果物流通においては、コールドチェーン（低温かつ最適な温度管理）の重要性が高まっていることから、取扱高及び取扱品目の拡大状況を踏まえ、将来的には低温施設への改修も視野に入れて事業拡大に取り組む内容となっている。
- 本申請内容については、上述の「花き部を廃止とするにあたって、市場全体の運営に支障が生じないような措置」の趣旨に適合しており、流通の基幹としての機能を十分発揮できるような事業の用に供するものであることから、同社の施設使用については、妥当であると判断する。

4 飯塚市地方卸売市場運営審議会委員（令和 8 年 6 月 12 日現在）

委員長	佐藤清和
副委員長	田代裕
委員	金子加代
委員	淀川貴浩
委員	安藤俊浩
委員	坂井豊子
委員	渡邊福
委員	山本崇
委員	大石一広
委員	古賀勲
委員	大谷繁信
委員	林利恵